

改造自動車届出制度の見直しについて

改造自動車届出制度に関し次のとおり取扱いを見直し、**令和8年10月1日から**適用することとしましたのでお知らせします。

○同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、検査方法を「事前書面審査＋現車検査」から「現車検査のみ」に移行します。

○改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合し、届出手続きの効率化を図ります。

※試作車及び組立車の届出については、取扱いに変更ありません。

改造自動車の届出対象の見直し

次に該当する改造は、改造自動車の届出対象から除外します。

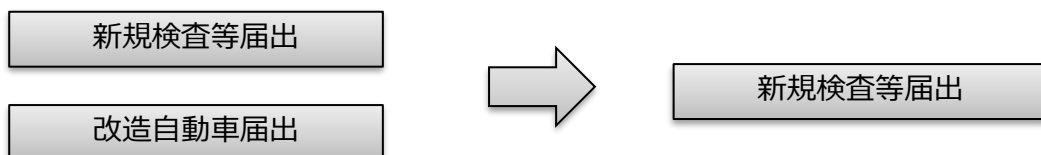
◆指定自動車等の改造であって、同一の型式（OEM車等を含む。）内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。〕

◆乗車定員が9人以下の乗用自動車又は車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車の改造であって、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔緩衝装置の改造に限る。〕

新規検査等届出制度との統合

改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合し、改造自動車の書面審査についても準用する独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」により実施します。

また、これに伴い、届出書等の提出先を当該改造自動車の新規検査等を申請する事務所等（代表届出の場合にあっては主管事務所又は沖縄事務所）とするとともに、改造自動車等審査結果通知書の交付を廃止します。



試作車・組立車の様式変更について

試作車及び組立車（試作車及び組立車の改造を含む。）については、取扱いに変更ありませんが、**届出様式が変更になります。**令和8年10月1日からは新様式にて届出をお願いいたします。

様式のダウンロードはこちら→

※令和8年10月1日以降の試作車及び組立車の届出は新様式になります

<https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/etc/>



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization